

## 第3回義肢等補装具専門家会議

### 参考資料

	ページ
1 褥瘡予防用敷ふとんの概要 . . . . .	1
2 電動車いすの概要 . . . . .	2
3 呼吸器障害に関連する障害等級認定基準 . . . . .	5
4 筋電電動義手の支給について . . . . .	6

## 褥瘡予防用敷ふとんの概要

### 1 概要

体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたマットレスである。

### 2 支給対象者

傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けているせき髄損傷者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けている者

### 3 支給の範囲

1人につき1枚を支給する。

### 4 型式及び価格等

名称	価格	備考
主材料が羊毛又はウレタンの製品	29,600円	

## 電動車いすの概要

### 1 概要

車いすにモーターを取り付けて走行できるもの

### 2 支給対象者

- (1) 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車いすの使用が著しく困難であると認められる者
- (2) 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療養（補償）給付を受けている者で、傷病が症状固定した後においても車いすの使用が不可能であることが明らかに認められる者
- (3) 社会復帰促進等事業として支給された電動車いすであって、4「型式及び価格等」に定める耐用年数を超えたものを有する者

### 3 支給の範囲

1人につき1台を支給する。

4 型式及び価格等

名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
普通型 〔4.5 km/H〕	J I S T 9203-1999 による。	背もたれ： 頭部支持付 足台：角度 可変型 シートベル ト テーブル 外部充電器	314,000 円	6	別 紙
普通型 〔6 km/H〕		クッション 夜光装置 リクライニ ング機構	329,000 円		
電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えられるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。 ただし、リクライニング機構は付けないこと。	701,400 円		

## 別 紙

身体の障害の状況により背もたれ又は足台について付属品欄に掲げるものを調整する場合は、調整する品目数にかかわらず価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、シートベルト、テーブル又は夜光装置を必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げる額の範囲内で必要な額を、また褥瘡等の障害のある者がクッションを必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げるクッション等の交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

ただし、フローテーションパッド（電動車いす用）の支給を受けた者（ただし、耐用年数が超えている者は除く。）及び支給の申請をしている者についてはクッションを付属品としないこと。リクライニング機構が必要な者については、さらに14,500円の（電動リクライニング機構が必要な者については、さらに111,000円）範囲内で加算すること。

外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

## 呼吸器障害に関連する障害等級認定基準

### ○ 胸腹部臓器の障害に係る障害等級

#### ・ 呼吸器の障害（1級のみ抜粋）

##### 1 動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果による判定

###### （1）動脈血酸素分圧が50Torr以下のもの

呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第1級の4に該当する。

###### （2）動脈血酸素分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの

動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲（37Torr以上43Torr以下をいう。）にないもので、かつ、呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第1級の4に該当する。

##### 2 スパイロメトリーの結果及び呼吸困難の程度による判定

###### （1）%1秒量（※1）が35以下又は%肺活量（※2）が40以下であるもの

高度の呼吸困難（※3）が認められ、かつ、呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは、第1級の4に該当する。

（※1）%1秒量は、1秒量の予測値に対する実測値の割合を示すものであり、閉塞性換気機能障害（気道が狭くなることにより、換気量が減少することをいう。）を示す指標である。

なお、%1秒量は、次の式により求められる。

$$\%1 \text{ 秒量} = \frac{\text{（1秒量実測値）}}{\text{（1秒量予測値）}} \times 100$$

（※2）%肺活量は、肺活量の予測値に対する実測値の割合を示すものであり、拘束性換気機能障害（肺の弾性の減弱等により、換気量が減少することをいう。）を示す指標である。

なお、%肺活量は、次の式により求められる。

$$\% \text{ 肺活量} = \frac{\text{（肺活量実測値）}}{\text{（肺活量予測値）}} \times 100$$

（※3）高度の呼吸困難とは、呼吸困難のため、連続しておおむね100m以上歩けないものをいう。

## 筋電電動義手の支給について

最近の医学等の進歩により開発された筋電電動義手をその実用性についての研究に資するため、労働福祉事業〈現在は、社会復帰促進等事業〉として下記により支給する。

### 記

- 1 筋電電動義手を次の者に支給する。

業務災害又は通勤災害により、原則として両上肢を腕関節以上で失った者又は両上肢にこれと同程度の障害を残す者であって、障害補償給付又は障害給付の支給を受けたもの又は受けると見込まれるもの。

- 2 支給する筋電電動義手は、1人につき1本とし、その価額は、ソケット代を含み、63万円以下とする。

- 3 筋電電動義手の支給に併せて修理を行う。

但し、修理の期間は、筋電電動義手が支給された日から3年間とし、修理価額の合計額は、63万円までとする。

- 4 筋電電動義手の装着に係る手術、訓練等は、外科後処置として行い、それらを実施する機関は、別添のとおりとする。

この場合、別添の機関のうち外科後処置診療委託病院でない機関については、同委託病院に準じて取り扱う。

- 5 筋電電動義手の支給及び修理に関する手続は、それぞれ義肢の支給及び修理の場合に準ずる。

この場合、別添の機関のうち義肢採型指導医でない機関については、義肢採型指導医に準じて取り扱う。

- 6 筋電電動義手を装着したことにより、従来から装着していた他方の手の義手が使用できなくなった場合には、労働福祉事業実施要綱別表第1「義肢その他補装具最高価額・耐用年数表」〈現在は、義肢等補装具支給要綱別表2「支給基準」〉に定める義手を1本支給する。

なお、支給された義手について修理が必要となった場合（本人の故意による場合を除く。）には、同表の範囲内で修理を行う。

（注）両上肢切断者用の能動義手は、両義手が一對のものとして製作されているため、筋電電動義手を装着した場合に、残りの上肢には、両上肢切断者用の能動義手を使用できないので、筋電電動義手を装着しない側の上肢に新たに義手を支給するものである。

### 筋電電動義手装着機関

筋電電動義手の装着については、ソケット製作、筋電の取出し、作業訓練等に技術を要するので、過去に筋電電動義手の装着の経験のある次の機関を筋電電動義手装着機関とする。（所在地等は省略）

- 1 東北労災病院
- 2 中部労災病院及び労災義肢センター〈現在は、中部労災病院及び労災リハビリテーション工学センター〉
- 3 九州労災病院
- 4 国立身体障害者リハビリテーションセンター
- 5 東京都補装具研究所〈現在は廃止〉
- 6 中央鉄道病院及び鉄道弘済会東京身体障害者福祉センター〈現在は、ＪＲ東京総合病院及び鉄道弘済会東京身体障害者福祉センター〉
- 7 兵庫県玉津福祉センターリハビリテーションセンター及び同附属中央病院〈現在は、兵庫県立総合リハビリテーションセンター及び同附属リハビリテーション中央病院〉